給水装置工事審查委員会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為 に係る事務処理要綱(以下「事務処理要綱」という。)に基づき、給 水装置工事に係る違反行為の処分について、公正の確保と透明性の向 上を図るため、給水装置工事審査委員会(以下「審査委員会」という。) の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

- 第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審査する。
 - (1) 函館市水道事業給水条例施行規程(昭和38年函館市水道局規程 第4号。以下「規程」という。)第14条の4第1項の規定による 指定の取消し
- (2) 規程第14条の4第2項の規定による指定の効力の停止(組織)
- 第3条 審査委員会は,委員長,副委員長および委員をもって組織する。
- 2 委員長は上下水道部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副委員長は上下水道部次長および管路整備室長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は料金課長,業務課長,維持管理担当課長,定期検針担当主査, 再調査担当主査,量水器担当主査,給排水指導担当主査,給排水検査 担当主査および水道管路維持担当主査をもって充てる。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、臨時の委員を任命することができる。

(会議)

- 第4条 委員長は、水道事業の管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めるときは委員会を招集し、会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、 委員長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、委員長は、議決に加わることができない。 (報告)
- 第5条 委員長は、事案の審査を終了したときは、その結果および理由 を記載した書面をもって管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、業務課において行う。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は 管理者が別に定める。

附 則

- この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成28年4月1日から施行する。